

	契約係用
○	業者渡用

路面電車 8500 形車両
運搬・解体・分別業務

業務委託仕様書

令和 5 年 6 月

札幌市交通局	車両課車両係	札交車 第 9510 号 担当者 伊藤 駿平 電話 896-2721 内 2552
--------	--------	---

1 適用範囲

本仕様書は、路面電車 8500 形 8501 号車の運搬及び解体分別業務に適用する。

2 車両概要

路面電車 8500 形 8501 号車（別紙 1 参照）

車体（1 両）

長さ：13,000 mm、幅：2,230 mm、高さ：3,780 mm

質量：約 15,000kg

台車枠（2 台）

長さ：2,459mm、幅：2,000mm、高さ：397mm

質量：約 1,500kg（1 台あたり）

一部の車両部品は取り外されるため、注意すること。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 6 年 1 月 31 日まで。

4 搬出日時・場所及び車両解体場所

(1) 搬出日時

搬出日時・時間・詳細工程は委託者と打合せの上、決定すること。

(2) 搬出場所（別紙 2 参照）

電車事業所（札幌市中央区南 21 条西 16 丁目 2 番 20 号）

(3) 解体後搬入場所（別紙 3 参照）

高速電車東車両基地（札幌市厚別区大谷地東 6 丁目 1 番 1 号）

5 業務内容

(1) 車両機器取外し

搬出日までに、車両の屋根上、床下機器の取外しを行う。取外す機器は別紙 4 の通りとし、保管場所は委託者の指示によること。

(2) 搬出

受託者は搬出場所（電車事業所）から車両解体施設（受託者の施設等を選定し、住所・連絡先等を書面で提出すること）まで、車体及び台車枠を運搬する。なお、車両の固定に必要な器具等は全て受託者で手配すること。

車体及び台車等の積込には、搬出場所（電車事業所）に設置されているクレーンを用いても構わないが、その操作は適切な資格を有する受託者（当該資格に係る証明書の写しを提出すること）が行うこと。

(3) 解体・分別

車体内面及び台枠下面の一部にはアスベスト含有のアンダーシール（瀝青系防錆樹脂塗料、非飛散性アスベスト 5-50%含有、石綿含有仕上塗材（レベル3）相当）が塗布されているため、飛散防止のため原則以下の手順で解体すること。

ア 車内機器・化粧板を原則手ばらしにより取外し、車体内面のアンダーシールを露出させる。

イ 車両の窓、出入口等の開口部をポリエチレンシート等で養生し、「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」に基づき、必要な飛散防止措置を講じ、車体内面のアンダーシールを除去する。

アンダーシールは塗料用剥離剤等で湿潤させ、手工具または電動工具により車両の地肌（鋼板もしくは下地塗料）が見えるまで取り除くこと。

剥離剤は有機溶剤予防中毒規則の対象とならない環境配慮型のものを選定すること。

除去した面は乾燥後に白色の飛散防止処理剤を吹付け処理すること。

除去したアンダーシールは 0.15mm 厚の透明ポリエチレン袋に入れて二重密封処理すること。

ウ 飛散防止措置を撤去する。撤去した養生等はすべて 0.15mm 厚の透明ポリエチレン袋に入れて二重密封処理すること。

エ 車体と台枠を切り離し、台枠床下の機器を原則手ばらしにより取外し、台枠下面のアンダーシールを露出させる。

オ 必要な飛散防止措置を講じ、台枠下面のアンダーシールを除去する。

除去手法や除去後の処理については前項イ、ウの通りとすること。

カ 車体及び台車枠を解体重機等により、一辺約 2,000mm 程度まで解体する。解体後は、金属くず（鉄・アルミ・ステンレス・被覆銅線等）と産業廃棄物（廃プラスチック類・ガラスくず・木くず、石綿含有廃棄物等）に分別し、フレキシブルコンテナバッグに格納する。それぞれ重量を計量し、委託者へ書面で報告すること（様式は問わない）。

キ なおアスベスト除去に際し、適宜作業環境測定（粉塵濃度測定）を行い、アスベスト飛散の無いことを確認すること。

(4) 解体後運搬

分別した金属くずを高速電車東車両基地の指定場所まで運搬する。

指定場所は屋外であり、クレーン設備等はないので、受託者で用意することとし、必要な治具等も全て受託者で手配すること。

6 業務主任の選任及び業務員

(1) アンダーシール除去業務の作業現場には現場業務の責任者である業務主任を配置すること。なお、業務主任は石綿作業主任者技能講習の修了者とする。

(2) アンダーシール除去業務の業務員は全員が石綿特別教育（石綿使用建築物等解体等業務特別教育）を受講したもので構成し、業務内容を十分に理解させた上で作業に従事させること。

7 契約金額の支払い

受託者は業務完了後に業務完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

8 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については、委託者の担当者と十分協議すること。

9 賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持って速やかにその処理・解決にあたるものとする。

10 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書 類 名	提出期限
1	業務着手届（別紙6：第8号様式） （労働基準監督署の「保険関係成立済」を押印すること。）	契約後速やかに
2	業務工程表	決定後速やかに
3	業務主任経歴書（各種資格等の写しを含む。）	
4	業務従事者名簿（各種資格等の写しを含む。）	
5	緊急連絡体制表	
6	作業要領書	
7	石綿作業計画書	
8	特殊車両通行に係る許可書等の写し	
9	業務日報	
10	石綿作業施工記録	
11	業務写真（業務全体の内容がわかるもの）	
12	重量計算表	
13	業務完了届（別紙7：第13号様式）	

その他、委託者が必要と認めるもの。

11 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

12 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙 8）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

13 添付資料

- (1) 8500 形車両 車体・台車寸法及び概算重量・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 1
- (2) 搬出場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2
- (3) 解体後搬入場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3
- (4) 屋根上/床下取外し機器一覧・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 4
- (5) 車両アンダーシール塗布箇所・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 5
- (6) 業務着手届（第 8 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 6
- (7) 業務完了届（第 13 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 7
- (8) 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 8

路面電車8500形 運搬・解体・分別業務

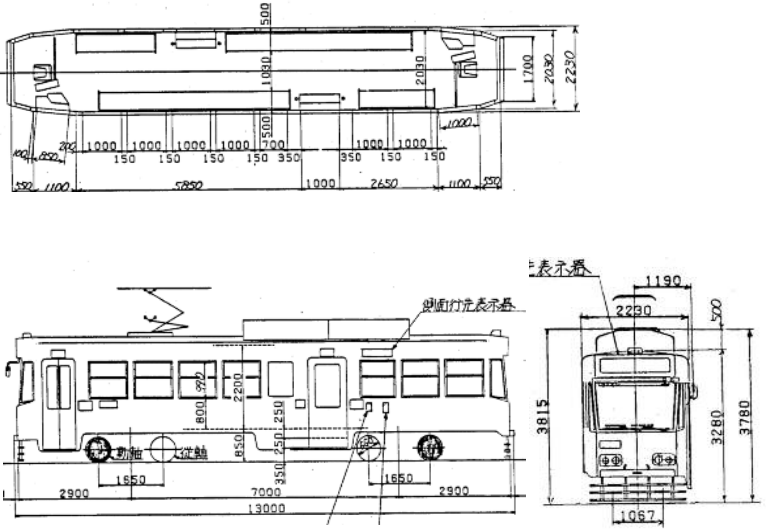

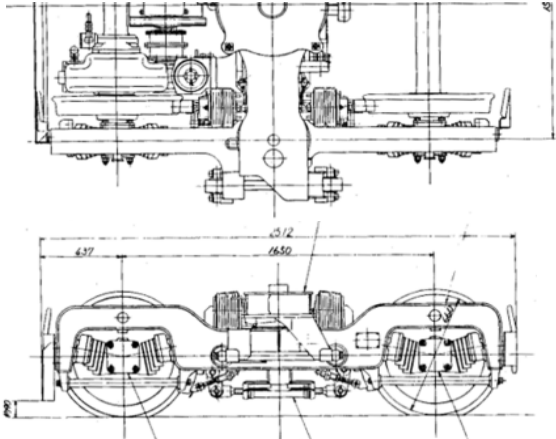

金 円

仕様書番号 札交車 第9510号
車両課 車両係

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
路面電車8500形 運搬・解体・分別業務						
1. 車両機器取外し作業		1	式			内訳書 1
2. 運搬・解体・分別業務		1	式			内訳書 2
3. アンダーシール除去業務		1	式			内訳書 3
4. 一般管理費等	法定福利費、書類作成等	1	式			
小 計						
再 計						千円未満切捨て
消費税相当額						10.0%
合 計						

路面電車8500形車両 車体・台車寸法及び概算質量

1 8500形車両概要

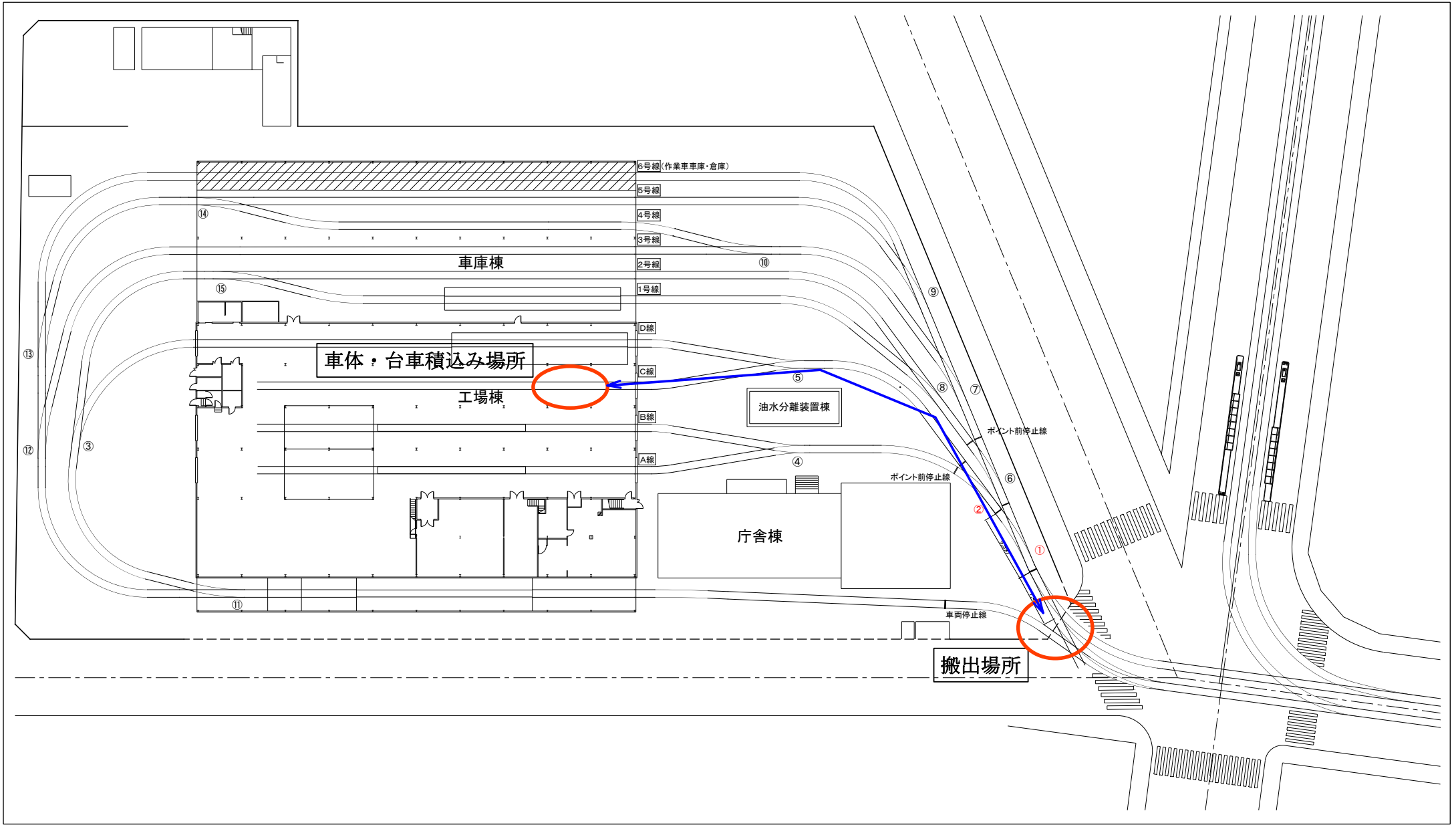
<p>車体 形式図 写真</p>		
<p>主要寸法</p>	<p>長さ13,000mm × 幅2,230mm × 高さ3,815mm</p>	
<p>質量</p>	<p>約15,000kg</p>	
<p>台車 図 写真</p>		
<p>主要寸法</p>	<p>長さ2,512mm × 幅2,000mm × 高さ727mm</p>	
<p>質量</p>	<p>約1,500kg</p>	

2 数量

車体 (1両)

台車 (2台)

※一部の部品は取り外されるため、注意すること。

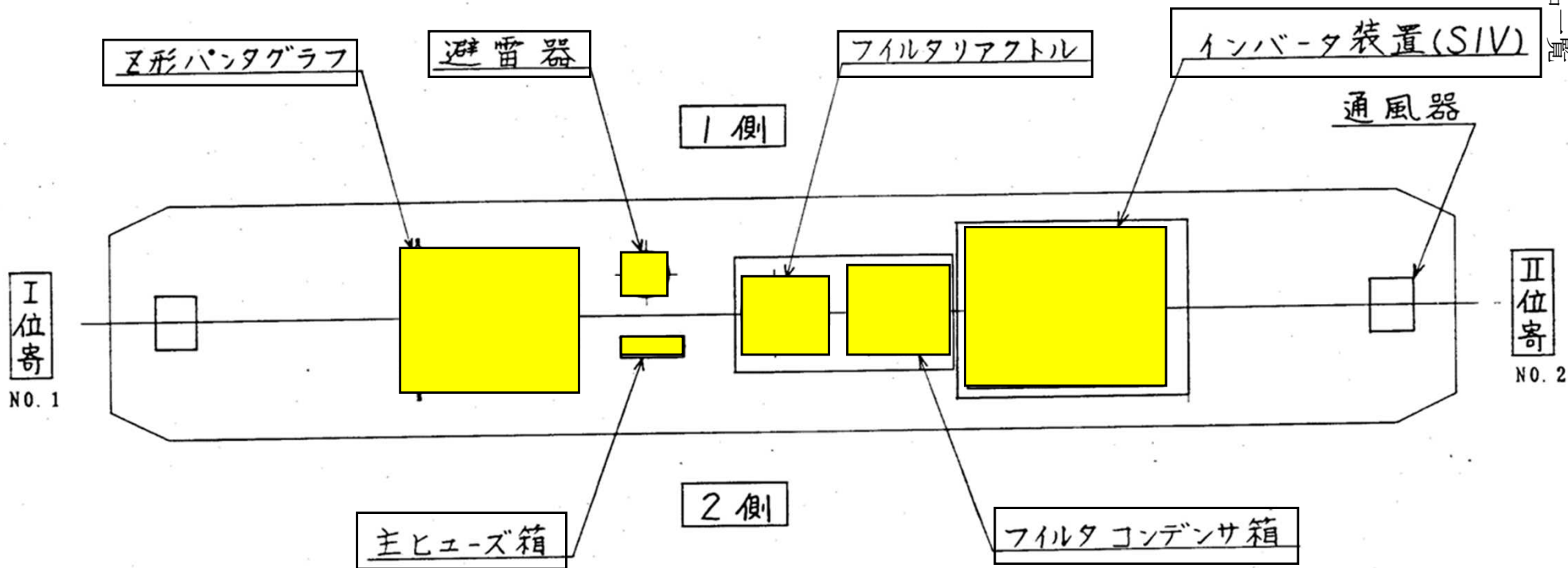


電車事業所配置図

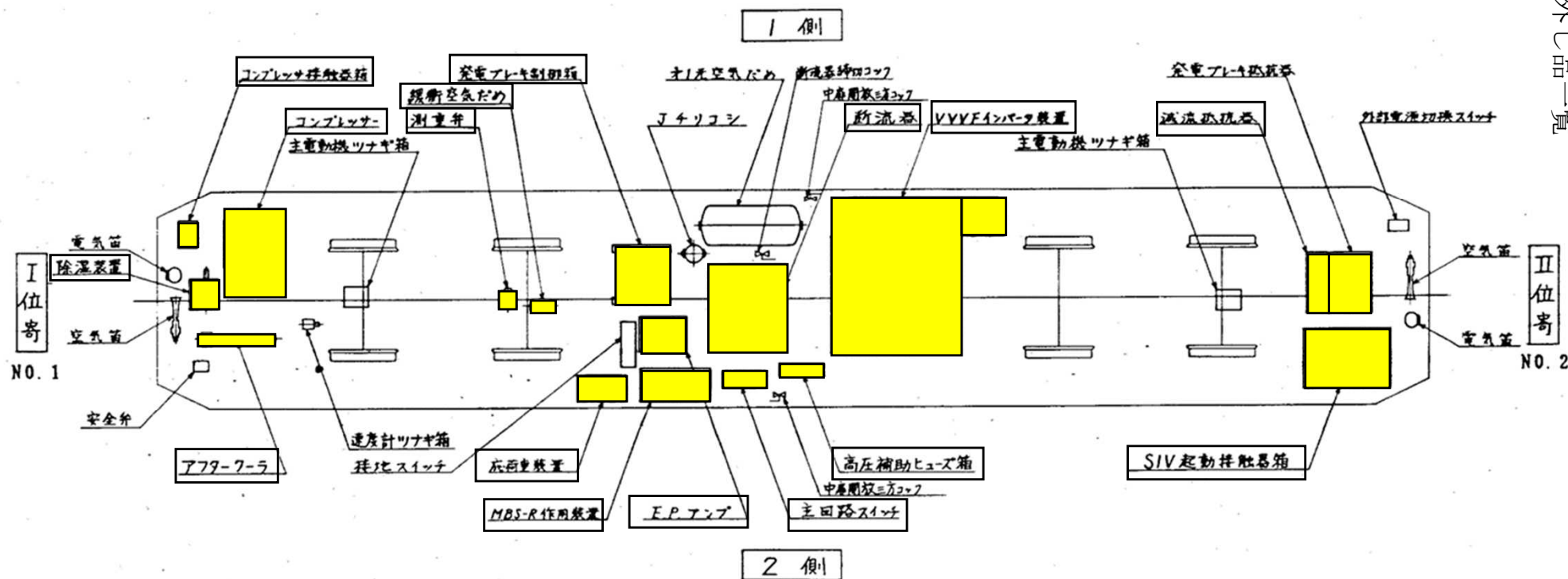
札幌市中央区南21条西16丁目2番20号



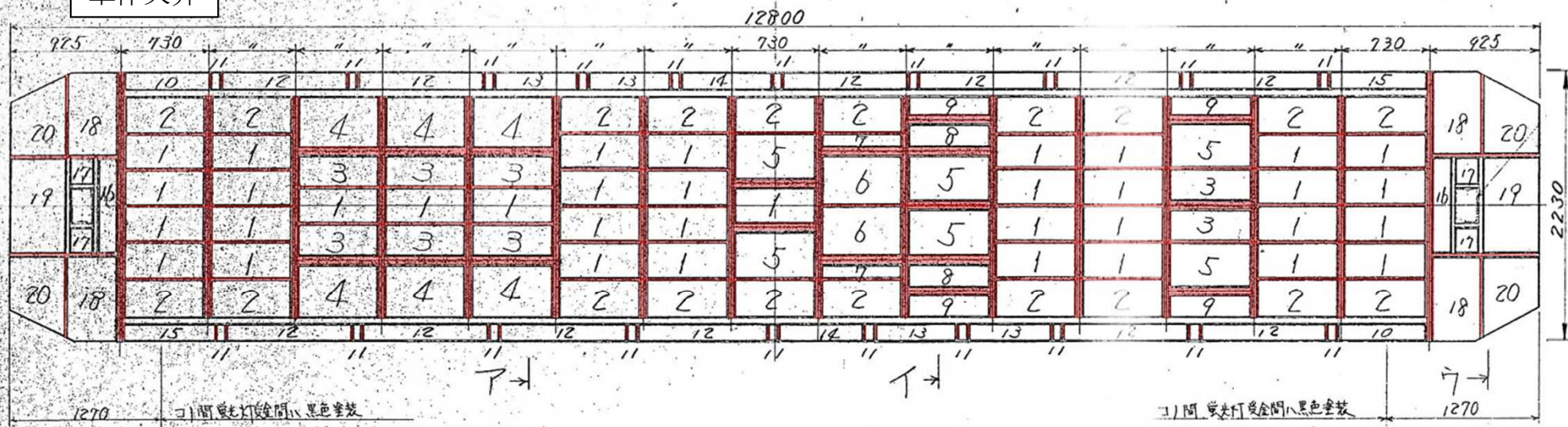
屋根上機器



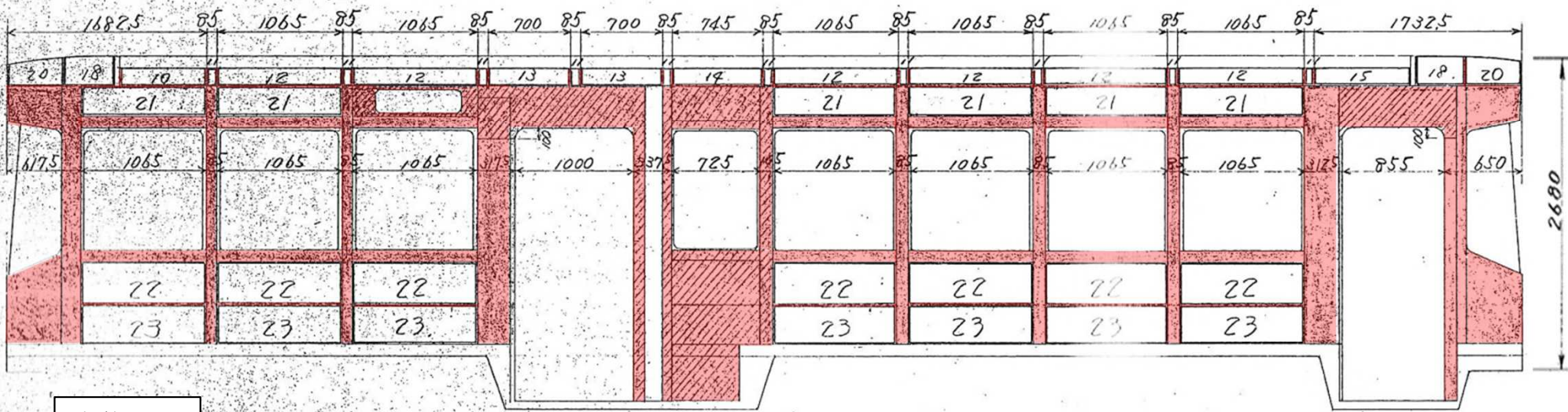
床下機器



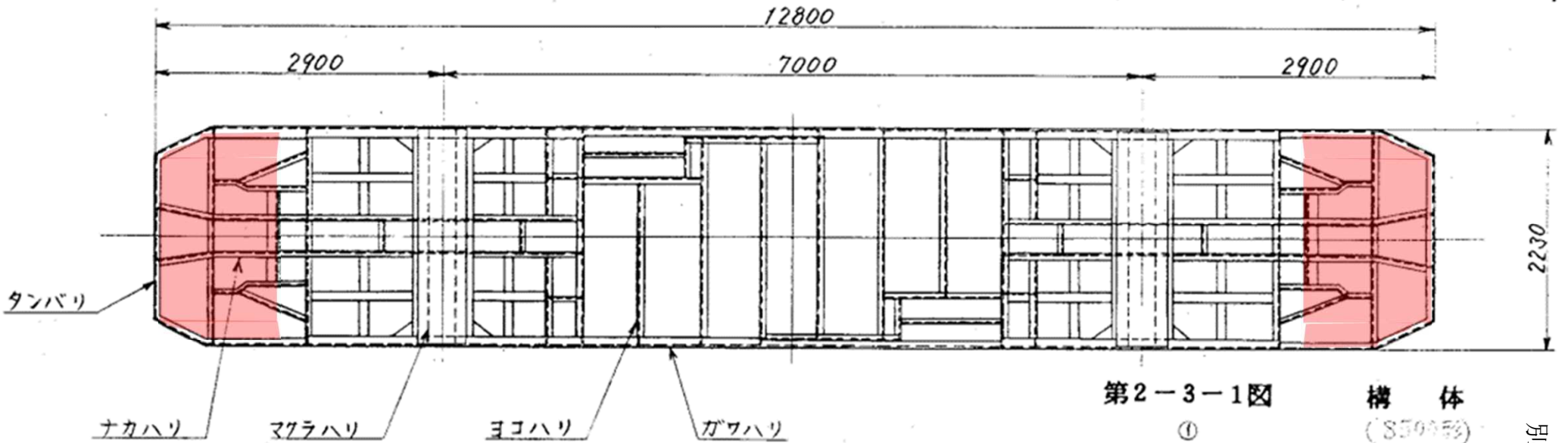
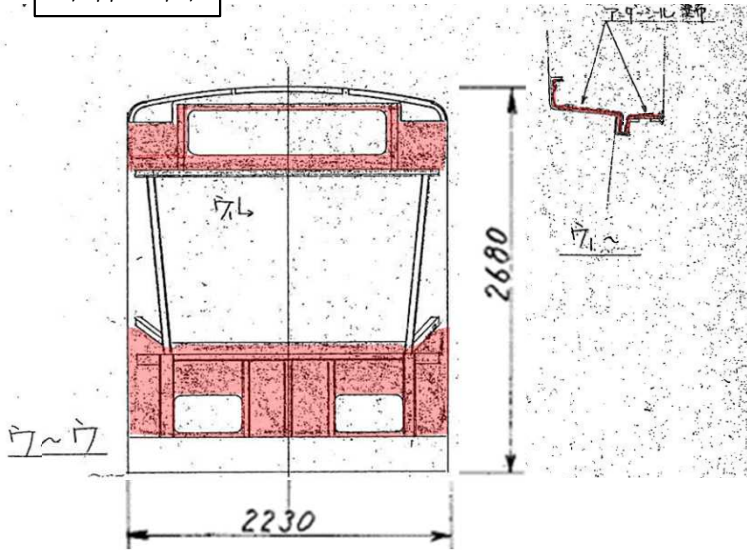
車体天井



車体側面



車体正面



車体下面

業務委託一第8号様式

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者	住 所 商号又は名称 職・氏名	印
-----	-----------------------	---

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託－第13号様式

<h1 style="margin: 0;">業 務 完 了 届</h1>		
年 月 日		
札幌市交通事業管理者 交通局長		
住 所 受託者 商号又は名称 職・氏名		
		印
業務名 _____		
上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。		

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 （氏名）
		印

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。 検査員 （役職・氏名）

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局